

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月20日
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 堤 健朗
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【電話番号】	03-4587-6000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	G S日本株式インデックス・プラス
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

GS日本株式インデックス・プラス

（以下「本ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「当社」といいます。）を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。）に基づく追加型証券投資信託です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円*を上限とします。

* 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額*です。

（なお、上記金額に下記の申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれません。）

ただし、分配金再投資契約（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03 (4587) 6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「インプラ」）。

* 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

（５）【申込手数料】

① 2.75%（税抜2.5%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

② 分配金再投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

販売会社が別途定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記(8)の照会先までお問い合わせください。

分配金再投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

（７）【申込期間】

2025年6月21日から2025年12月19日まで

（注）申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

委託会社の指定する証券会社（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託会社の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下「販売会社」と総称します。）において申込みを取扱います。

販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03 (4587) 6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

（９）【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

（１１）【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】**① お申込代金の利息**

お申込代金には利息を付けません。

② 本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

④ 確定拠出年金制度に基づくお申込みのお取扱い

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、主として「日本株計量運用ポートフォリオ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて日本の上場株式へ投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 ()

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・国内・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・株式・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル () 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファ ンズ	あり () なし	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型／絶対 収益追求型 その他 ()

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- ・その他資産（投資信託証券（株式））・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・年2回・・・目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・日本・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

本書において、文脈上「本ファンド」にマザーファンを含むことがあります。

委託会社は、受託銀行(後記「(3)ファンドの仕組み 2.ファンドの関係法人 ①委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

<ファンドのポイント>

1. ベンチマーク^{*}(評価基準)であるTOPIX(東証株価指数)(配当込み)との連動性を維持しながら、ベンチマークを上回る収益を安定的に獲得することをめざします。
2. 多様な視点から銘柄を評価することにより、さまざまな市場局面でも安定した付加価値の獲得を追求します。
 - ・日本株式市場全体から広く中長期の成長機会を捉えます。
 - ・ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用い、多様な銘柄評価基準に基づいて銘柄選択を行います。

^{*} ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用を、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（投資顧問会社。以下「GSAMニューヨーク」といいます。）に委託します。GSAMニューヨークは運用の権限の委託を受けて、日本株式の運用を行います。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

<ファンドの特徴>

GS**ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用を行います。****日本株式****日本株式市場に広く分散投資します。****インデックス****TOPIX(東証株価指数)(配当込み)をベンチマーク(評価基準)とします。****プラス****長期的にTOPIXを上回る運用成果をめざします。^{*}**

^{*}本ファンドは、ベンチマークであるTOPIXを上回る運用成果をめざしますが、必ずしもTOPIXを上回る運用成果が保証されるわけではなく、実際の運用成果がTOPIXを下回ることもあります。

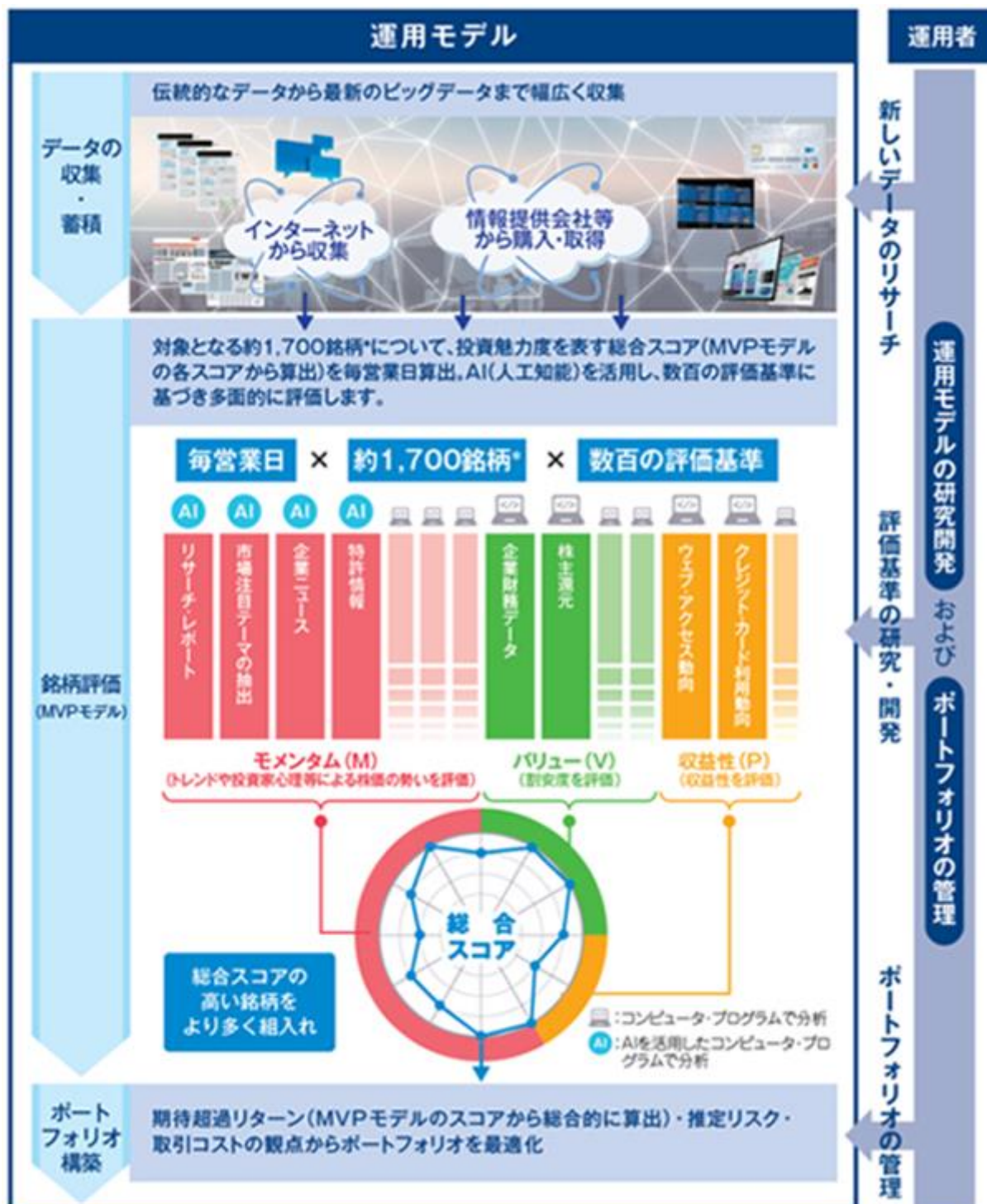
TOPIXの指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

<ファンドの運用方法>

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループが担当します。ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用いて運用が行われます。計量モデルではビッグデータ等の情報を大量に処理することや客観的に銘柄の評価・分析を行うことが可能となるため、投資対象が市場全体にわたる本ファンドの運用に適した運用手法であると考えます。

<投資プロセス>

最新のビッグデータや伝統的な市場・業績データ等をもとに、モメンタム（**Momentum**）・バリュー（**Value**）・収益性（**Profitability**）の投資テーマを通じた数百もの評価基準（**MVPモデル**）に基づき、投資対象候補銘柄すべての投資魅力度を総合的に評価した上で、ポートフォリオの最適化を図ります。



*2025年3月末現在

上記は現行モデルに基づくものであり、運用モデルの改良・更新は継続的に行われております。上記の投資プロセスは変更される場合があります。上記がその目的を達成できる保証はありません。上記は概念図であり、実際の評価の割合等とは異なることがあります。

(2) 【ファンドの沿革】

2005年10月3日	本ファンドの信託設定日および運用開始日
(1999年7月30日	マザーファンドの信託設定日および運用開始日)
2023年 7月1日	本ファンドのベンチマークを「TOPIX(東証株価指数)(配当なし)」から「TOPIX(東証株価指数)(配当込み)」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2. ファンドの関係法人

① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンドの関係法人」の図に示すとおりです。なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー）

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より日本株式の運用（デリバティブ取引等に係る運用を含みます。）の指図に関する権限の委託を受けています。

c. 受託会社（三井住友信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

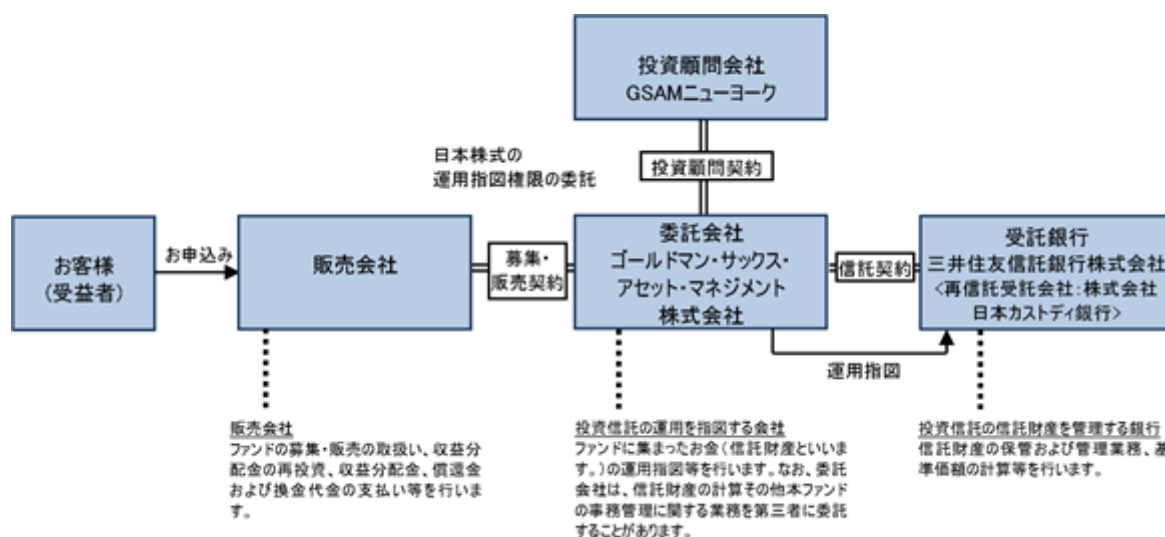
本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき再信託先である株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンドの関係法人



＜ご参考＞ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2024年12月末現在、グループ全体で2兆8,196億米ドル（約446兆円^{*}）の資産を運用しています。

^{*}米ドルの円貨換算は便宜上、2024年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝158.18円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

② 委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

b. 沿革

- 1996年2月6日 会社設立
- 2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更
- 2023年7月1日 NNインベストメント・パートナーズ株式会社と合併

c. 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウェスト・ストリート200番地	6,400	100

2【投資方針】

（１）【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

- ・ 本ファンドは、主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入比率を引き下げられる場合もあります。）。
- ・ 信託財産は、マザーファンドを通じて主として日本の上場株式(これに準ずるものを含みます。)に投資します。株式への実質投資割合(マザーファンドおよび本ファンドでの現物投資および有価証券先物取引等を含みます。)は、原則として高位に保ちます。
- ・ TOPIX（配当なし）を運用上のベンチマークとし、ベンチマークの動きからのかい離を抑制しつつ、ベンチマークを上回る収益を安定的に獲得することを目的とします。ただし、2023年7月1日以降はTOPIX(東証株価指数)(配当込み)をベンチマークとします。
- ・ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用い、多様な銘柄評価基準に基づいて銘柄選択を行うことにより、グロース相場、バリュー相場といったさまざまな市場局面においても安定した付加価値の獲得を追求します。
- ・ 投資状況に応じ、マザーファンドと同様に株式等への直接の投資により運用を行うこともあります。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c. マザーファンドの運用方針

- ・ 計量分析を通じた投資対象のリターン予測を行うと同時に、ベンチマークTOPIX(東証株価指数)(配当込み)に対するポートフォリオのリターン・リスク特性の最適化プロセスを経ることによってリスク管理し、安定的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。
- ・ 国内の株式を主要投資対象とし、株式の組入比率は原則としてフル・インベストメントとします。
- ・ 個別銘柄の選択は、ゴールドマン・サックスが独自に開発した計量モデルを使用します。定量分析と定性分析による情報を独自の計量モデルに取り込むことにより魅力的な銘柄を発掘し、ベンチマークからのかい離リスクを計量的に管理しながらポートフォリオを構築、かつその最適化をめざします。
- ・ 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行なうことがあります。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下の通り委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (GSAMニューヨーク)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)	別に定める取り決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

（２）【投資対象】

（a）投資の対象とする資産の種類（信託約款第20条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第30条、第31条および第32条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（b）投資対象有価証券（信託約款第21条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。以下、関連する限度において同じ。）は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前第2号から第12号までの証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの。
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

23. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1. の証券または証書、13. ならびに18. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および13. ならびに18. の証券または証書のうち2. から6. までの証券または証書の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. の証券および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第21条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1. ないし6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすること。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券または借入れた有価証券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
4. 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすること。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。）、日本の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引、ならびに日本の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。

9. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

（注）本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

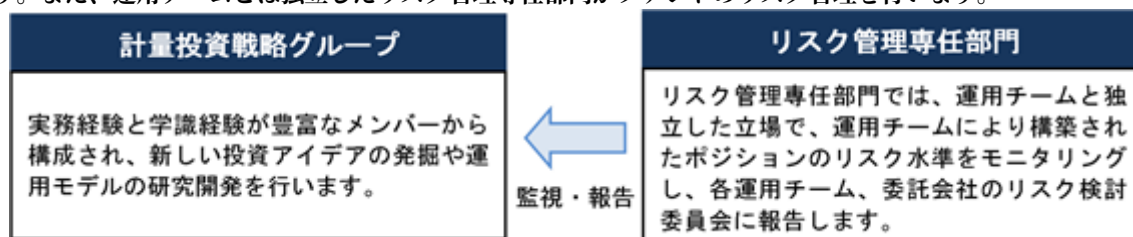
本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

受託銀行は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、受託銀行および受託銀行の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。）、信託約款に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託銀行における他の信託財産との間で、上記(a)および(b)に定める資産への投資を、信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。かかる取扱い、本(d)その他信託約款に規定される場合における委託会社の指図による取引についても同様とします。

(3) 【運用体制】

a. 組織

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループが担当します。また、運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることをめざすことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

(4) 【分配方針】

年2回決算を行い、毎計算期末（毎年3月20日および9月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

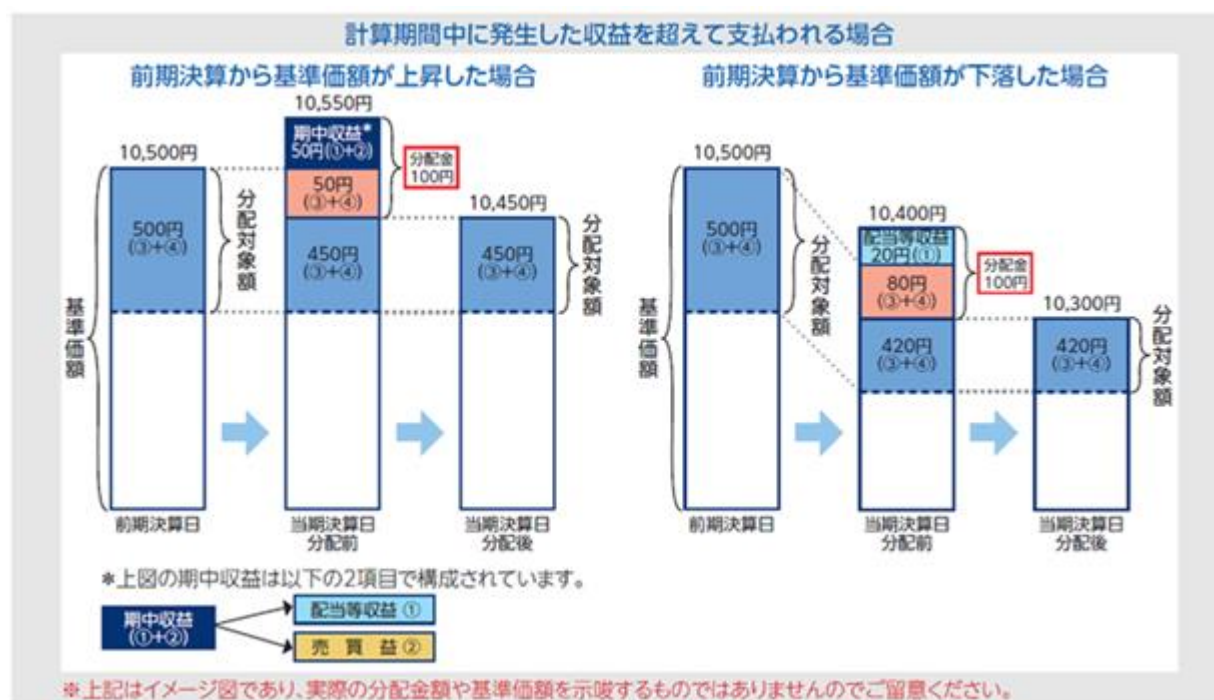
- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万口＝1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。
 - ※ 分配金受取りコースの場合、分配金は、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに、販売会社を通じて支払いを開始します。
 - ※ 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。なお、確定拠出年金にかかる運用の場合には、適用される税制にしたがい再投資されます。
 - ※ 分配金再投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

<収益分配金に関わる留意点>

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金（当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益）④収益調整金（信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分）です。



上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の安全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

（a）信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
3. 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
4. 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
5. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
6. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
7. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、本ファンドの信託財産に属する有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

（b）信託約款上のその他の投資制限

1. 信用取引の指図および範囲（信託約款第27条）

信用取引の指図は、売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

2. 有価証券の空売りの指図および範囲（信託約款第28条）

信託財産に属さない有価証券または借入れた有価証券を売り付けることの指図は、当該売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けにかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

3. 有価証券の借入れの指図および範囲（信託約款第29条）

有価証券の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

4. スワップ取引の運用指図（信託約款第31条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

5. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第32条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第33条）

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の50%を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

7. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第35条）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

8. 外国為替予約の運用指図（信託約款第36条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

かかる予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。かかる限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

9. 資金の借入れ（信託約款第43条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意下さい。

(a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

1. 株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、日本株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。

本ファンドの基準価額は、株式等の組入る有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に日本株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

2. 株式の流動性リスク

本ファンドの投資対象には、流動性の低い株式も含まれています。このような株式への投資は、ボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

3. アクティブ運用に関するリスク

本ファンドは、いわゆるインデックス・ファンドではなく、ベンチマークとの連動性を維持しながらも、付加価値の追求をめざしてアクティブ運用を行うため、本ファンドの実際の運用成果は、ベンチマークを下回ることがあります。

4. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

(b) 流動性リスクに関わる留意点

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。なお、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 計量運用に関わる留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リスク管理モデルまたは計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(f) ベンチマーク（評価基準）に関わる留意点

本ファンドは、TOPIX(東証株価指数)(配当込み)をベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスをめざしますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般にファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(g) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、信託財産の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続きを経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続きを経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(h) 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

<外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について>

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する（i）2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、（ii）2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および（iii）2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い（またはその一部）は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人）および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国人（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
2. FATCAを遵守していない受益者の情報（まとめて）、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(i) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(j) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

（注1） リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることをめざすことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2） 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

(3) 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

□東証株価指数（TOPIX）の指数値および東証株価指数（TOPIX）に係る標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。MSCI およびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者（以下総称して「MSCI当事者」といいます）は、MSCIの情報について一切の保証（独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません）を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰的損害、派生的損害（逸失利益を含みます）およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- (a) 2.75%（税抜2.5%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

- (b) 分配金再投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.1%（税抜1%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先	役務の内容	配分
委託会社	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.495% (税抜0.45%)
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.55% (税抜0.5%)
受託銀行	ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行 等	年率0.055% (税抜0.05%)

なお、委託会社の報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

（４）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×20.315% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益×20.315% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益×20.315% ^{*2}

*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入の有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

また、確定拠出年金の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。本ファンドは、少額投資非課税制度（NISA）の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の適用対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度（NISA）は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象になります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<個別元本について>

- ① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>をご覧ください。）

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により総合課税（配当控除の適用あり）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

＜換金時および償還時の課税について＞

① 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

（参考情報）ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.12%	1.10%	0.02%

- 対象期間は2024年9月21日～2025年3月21日です。
- 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料、および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- 詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（2025年３月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	8,227,374,509	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△2,590,120	△0.03
合計（純資産総額）	—	8,224,784,389	100.00

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<日本株計量運用ポートフォリオ・マザーファンド>

（2025年３月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	11,012,786,090	97.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	276,731,844	2.45
合計（純資産総額）	—	11,289,517,934	100.00

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2025年３月31日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	日本株計量運用ポートフォ リオ・マザーファンド	2,055,404,844	4.1504	8,530,946,252	4.0028	8,227,374,509	100.03

種類別及び業種別投資比率

（2025年３月31日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

＜日本株計量運用ポートフォリオ・マザーファンド＞

(2025年3月31日現在)

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	日立製作所	電気機器	109,100	3,767.00	410,979,700	3,458.00	377,267,800	3.34
2	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	138,900	2,844.50	395,101,050	2,616.00	363,362,400	3.22
3	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	81,100	3,787.43	307,160,769	3,765.00	305,341,500	2.70
4	日本	株式	三菱重工工業	機械	91,700	2,874.50	263,591,650	2,526.00	231,634,200	2.05
5	日本	株式	三菱UFJフィナン シャル・グループ	銀行業	109,600	2,226.00	243,969,600	2,011.00	220,405,600	1.95
6	日本	株式	キーエンス	電気機器	3,700	61,300.00	226,810,000	58,480.00	216,376,000	1.92
7	日本	株式	日本電気	電気機器	62,500	3,133.00	195,812,500	3,145.00	196,562,500	1.74
8	日本	株式	三井住友フィナン シャルグループ	銀行業	50,000	4,112.22	205,611,496	3,795.00	189,750,000	1.68
9	日本	株式	MS&ADインシュ アランスグループ ホール	保険業	58,400	3,412.00	199,260,800	3,225.00	188,340,000	1.67
10	日本	株式	リクルートホール ディングス	サービス業	22,000	8,190.00	180,180,000	7,657.00	168,454,000	1.49
11	日本	株式	日本電信電話	情報・通信 業	1,096,300	149.00	163,348,700	144.70	158,634,610	1.41
12	日本	株式	オリックス	その他金融 業	51,300	3,226.00	165,493,800	3,084.00	158,209,200	1.40
13	日本	株式	三井住友トラストグ ループ	銀行業	41,000	4,047.00	165,927,000	3,720.00	152,520,000	1.35
14	日本	株式	日本郵船	海運業	29,300	5,230.00	153,239,000	4,921.00	144,185,300	1.28
15	日本	株式	東京海上ホールディ ングス	保険業	25,100	5,982.00	150,148,200	5,736.00	143,973,600	1.28
16	日本	株式	キリンホールディン グス	食料品	68,700	2,083.28	143,121,347	2,077.50	142,724,250	1.26
17	日本	株式	ソフトバンクグルー プ	情報・通信 業	18,700	7,960.00	148,852,000	7,479.00	139,857,300	1.24
18	日本	株式	SBIホールディン グス	証券、商品 先物取引業	34,400	4,346.00	149,502,400	3,983.00	137,015,200	1.21
19	日本	株式	大林組	建設業	68,200	2,084.00	142,128,800	1,984.00	135,308,800	1.20
20	日本	株式	積水ハウス	建設業	40,400	3,348.00	135,259,200	3,340.00	134,936,000	1.20
21	日本	株式	セコム	サービス業	24,700	5,246.00	129,576,200	5,087.00	125,648,900	1.11
22	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	50,100	2,781.50	139,353,150	2,466.00	123,546,600	1.09
23	日本	株式	第一生命ホールディ ングス	保険業	108,800	1,147.75	124,875,200	1,133.00	123,270,400	1.09
24	日本	株式	富士通	電気機器	39,900	3,028.00	120,817,200	2,951.00	117,744,900	1.04
25	日本	株式	日本製鉄	鉄鋼	36,300	3,454.99	125,416,297	3,195.00	115,978,500	1.03
26	日本	株式	バンダイナムコホー ルディングス	その他製品	22,900	5,241.00	120,018,900	5,004.00	114,591,600	1.02
27	日本	株式	日本オラクル	情報・通信 業	6,900	14,225.00	98,152,500	15,655.00	108,019,500	0.96
28	日本	株式	任天堂	その他製品	10,400	10,895.00	113,308,000	10,110.00	105,144,000	0.93
29	日本	株式	大和証券グループ本 社	証券、商品 先物取引業	105,100	1,079.50	113,455,450	993.80	104,448,380	0.93
30	日本	株式	オリンパス	精密機器	53,300	1,950.00	103,935,000	1,947.50	103,801,750	0.92

種類別及び業種別投資比率

(2025年3月31日現在)

(2023年3月31日現在)			
種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
株式	国内	水産・農林業	0.04
		建設業	4.55
		食料品	2.92
		繊維製品	0.08
		化学	2.40
		医薬品	4.29
		ゴム製品	0.35
		ガラス・土石製品	1.06
		鉄鋼	1.61
		非鉄金属	1.70
		金属製品	0.49
		機械	5.67
		電気機器	16.63
		輸送用機器	6.18
		精密機器	1.92
		その他製品	3.11
		電気・ガス業	0.71
		陸運業	1.94
		海運業	2.46
		倉庫・運輸関連業	0.22
		情報・通信業	9.32
		卸売業	4.01
		小売業	3.17
		銀行業	7.04
		証券、商品先物取引業	3.08
		保険業	4.69
		その他金融業	1.69
		不動産業	0.23
		サービス業	5.96
合計			97.55

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

(2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<日本株計量運用ポートフォリオ・マザーファンド>

(2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

(2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<日本株計量運用ポートフォリオ・マザーファンド>

有価証券先物取引等

(2025年3月31日現在)

資産の種類	取引所	資産の名称	買建 ／ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	大阪証券取引所	東証株価指数先物	買建	3	日本円	83,540,994	79,860,000	0.71

（注１） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注２） 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2025年3月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第20計算期間末 (2015年9月24日)	9,307	9,312	0.9239	0.9244
第21計算期間末 (2016年3月22日)	8,892	8,896	0.9120	0.9125
第22計算期間末 (2016年9月20日)	8,202	8,206	0.8661	0.8666
第23計算期間末 (2017年3月21日)	8,547	8,551	1.0608	1.0613
第24計算期間末 (2017年9月20日)	7,521	7,886	1.0827	1.1352
第25計算期間末 (2018年3月20日)	6,509	6,878	1.0586	1.1186
第26計算期間末 (2018年9月20日)	6,529	6,727	1.0712	1.1037
第27計算期間末 (2019年3月20日)	5,800	5,803	0.9604	0.9609
第28計算期間末 (2019年9月20日)	5,676	5,679	0.9608	0.9613
第29計算期間末 (2020年3月23日)	4,086	4,089	0.7381	0.7386
第30計算期間末 (2020年9月23日)	5,255	5,258	0.9573	0.9578
第31計算期間末 (2021年3月22日)	5,607	5,864	1.1132	1.1642
第32計算期間末 (2021年9月21日)	5,441	5,690	1.0919	1.1419
第33計算期間末 (2022年3月22日)	5,327	5,423	1.0496	1.0686
第34計算期間末 (2022年9月20日)	5,269	5,426	1.0381	1.0691
第35計算期間末 (2023年3月20日)	5,241	5,391	1.0112	1.0402
第36計算期間末 (2023年9月20日)	6,193	6,920	1.1921	1.3321
第37計算期間末 (2024年3月21日)	7,399	8,460	1.2275	1.4035
第38計算期間末 (2024年9月20日)	7,801	8,367	1.0888	1.1678
第39計算期間末 (2025年3月21日)	8,263	8,780	1.1024	1.1714
2024年3月末日	8,140	—	1.2353	—
4月末日	8,246	—	1.2170	—
5月末日	8,314	—	1.2268	—
6月末日	8,387	—	1.2486	—
7月末日	8,496	—	1.2388	—
8月末日	8,430	—	1.1976	—
9月末日	8,242	—	1.0965	—
10月末日	8,386	—	1.1162	—
11月末日	8,299	—	1.1109	—
12月末日	8,570	—	1.1558	—
2025年1月末日	8,662	—	1.1601	—
2月末日	8,388	—	1.1179	—
3月末日	8,224	—	1.0627	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第20計算期間	2015年3月21日～2015年9月24日	0.0005
第21計算期間	2015年9月25日～2016年3月22日	0.0005
第22計算期間	2016年3月23日～2016年9月20日	0.0005
第23計算期間	2016年9月21日～2017年3月21日	0.0005
第24計算期間	2017年3月22日～2017年9月20日	0.0525
第25計算期間	2017年9月21日～2018年3月20日	0.0600
第26計算期間	2018年3月21日～2018年9月20日	0.0325
第27計算期間	2018年9月21日～2019年3月20日	0.0005
第28計算期間	2019年3月21日～2019年9月20日	0.0005
第29計算期間	2019年9月21日～2020年3月23日	0.0005
第30計算期間	2020年3月24日～2020年9月23日	0.0005
第31計算期間	2020年9月24日～2021年3月22日	0.0510
第32計算期間	2021年3月23日～2021年9月21日	0.0500
第33計算期間	2021年9月22日～2022年3月22日	0.0190
第34計算期間	2022年3月23日～2022年9月20日	0.0310
第35計算期間	2022年9月21日～2023年3月20日	0.0290
第36計算期間	2023年3月21日～2023年9月20日	0.1400
第37計算期間	2023年9月21日～2024年3月21日	0.1760
第38計算期間	2024年3月22日～2024年9月20日	0.0790
第39計算期間	2024年9月21日～2025年3月21日	0.0690

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第20計算期間	2015年3月21日～2015年9月24日	△7.0
第21計算期間	2015年9月25日～2016年3月22日	△1.2
第22計算期間	2016年3月23日～2016年9月20日	△5.0
第23計算期間	2016年9月21日～2017年3月21日	22.5
第24計算期間	2017年3月22日～2017年9月20日	7.0
第25計算期間	2017年9月21日～2018年3月20日	3.3
第26計算期間	2018年3月21日～2018年9月20日	4.3
第27計算期間	2018年9月21日～2019年3月20日	△10.3
第28計算期間	2019年3月21日～2019年9月20日	0.1
第29計算期間	2019年9月21日～2020年3月23日	△23.1
第30計算期間	2020年3月24日～2020年9月23日	29.8
第31計算期間	2020年9月24日～2021年3月22日	21.6
第32計算期間	2021年3月23日～2021年9月21日	2.6
第33計算期間	2021年9月22日～2022年3月22日	△2.1
第34計算期間	2022年3月23日～2022年9月20日	1.9
第35計算期間	2022年9月21日～2023年3月20日	0.2
第36計算期間	2023年3月21日～2023年9月20日	31.7
第37計算期間	2023年9月21日～2024年3月21日	17.7
第38計算期間	2024年3月22日～2024年9月20日	△4.9
第39計算期間	2024年9月21日～2025年3月21日	7.6

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第20計算期間	2015年3月21日～2015年9月24日	322,568,662	2,495,340,062	10,074,181,337
第21計算期間	2015年9月25日～2016年3月22日	244,340,808	568,251,565	9,750,270,580
第22計算期間	2016年3月23日～2016年9月20日	161,094,522	441,237,128	9,470,127,974
第23計算期間	2016年9月21日～2017年3月21日	129,785,187	1,542,637,098	8,057,276,063
第24計算期間	2017年3月22日～2017年9月20日	103,569,468	1,214,329,414	6,946,516,117
第25計算期間	2017年9月21日～2018年3月20日	321,987,215	1,119,551,241	6,148,952,091
第26計算期間	2018年3月21日～2018年9月20日	308,510,461	362,388,899	6,095,073,653
第27計算期間	2018年9月21日～2019年3月20日	222,075,898	277,797,411	6,039,352,140
第28計算期間	2019年3月21日～2019年9月20日	103,698,635	235,062,743	5,907,988,032
第29計算期間	2019年9月21日～2020年3月23日	115,763,248	487,539,357	5,536,211,923
第30計算期間	2020年3月24日～2020年9月23日	117,196,781	162,948,964	5,490,459,740
第31計算期間	2020年9月24日～2021年3月22日	85,307,785	538,813,425	5,036,954,100
第32計算期間	2021年3月23日～2021年9月21日	204,294,992	257,838,346	4,983,410,746
第33計算期間	2021年9月22日～2022年3月22日	287,498,312	195,093,091	5,075,815,967
第34計算期間	2022年3月23日～2022年9月20日	284,803,995	284,940,235	5,075,679,727
第35計算期間	2022年9月21日～2023年3月20日	301,164,486	193,727,931	5,183,116,282
第36計算期間	2023年3月21日～2023年9月20日	458,088,093	446,033,902	5,195,170,473
第37計算期間	2023年9月21日～2024年3月21日	1,446,448,669	613,186,774	6,028,432,368
第38計算期間	2024年3月22日～2024年9月20日	2,038,600,555	901,485,333	7,165,547,590
第39計算期間	2024年9月21日～2025年3月21日	1,131,902,294	801,241,027	7,496,208,857

(参考) 運用実績

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2025年3月31日現在

基準価額・純資産の推移

2015年4月1日～2025年3月31日



- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率（分配金再投資）は、収益分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

基準価額・純資産総額

基準価額	10,627円
純資産総額	82.2億円

期間別騰落率
(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	1.01%
3ヵ月	-2.30%
6ヵ月	2.98%
1年	-1.96%
3年	54.41%
5年	122.13%
設定来	141.88%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	23/3/20	23/9/20	24/3/21	24/9/20	25/3/21	設定来累計
分配金	290円	1,400円	1,760円	790円	690円	9,485円

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

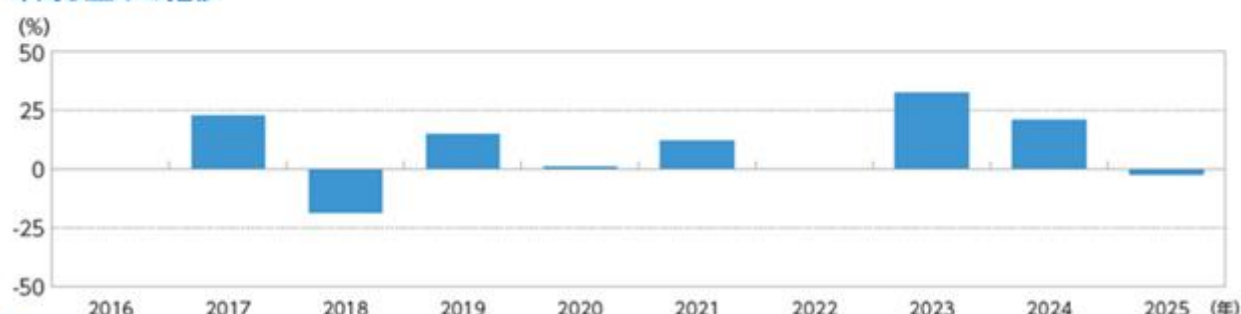
組入上位銘柄

	銘柄名	市場	業種	比率
1	日立製作所	プライム市場	電気機器	3.3%
2	トヨタ自動車	プライム市場	輸送用機器	3.2%
3	ソニーグループ	プライム市場	電気機器	2.7%
4	三菱重工業	プライム市場	機械	2.1%
5	三菱UFJフィナンシャル・グループ	プライム市場	銀行業	2.0%
6	キーエンス	プライム市場	電気機器	1.9%
7	日本電気	プライム市場	電気機器	1.7%
8	三井住友フィナンシャルグループ	プライム市場	銀行業	1.7%
9	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	プライム市場	保険業	1.7%
10	リクルートホールディングス	プライム市場	サービス業	1.5%

上位10業種

	業種名	比率
1	電気機器	16.6%
2	情報・通信業	9.3%
3	銀行業	7.0%
4	輸送用機器	6.2%
5	サービス業	6.0%
6	機械	5.7%
7	保険業	4.7%
8	建設業	4.5%
9	医薬品	4.3%
10	卸売業	4.0%

年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お

買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日受付けます。毎営業日の原則として午後3時30分^{*}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。また、確定拠出年金を通じてお買付のお申込みを行う場合は、当該定めに従うものとします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

^{*} 販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

(2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「分配金受取りコース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」があります。どちらかのコースをお選びください（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「分配金再投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、分配金再投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

また、確定拠出年金を通じてお買付のお申込みを行う場合は、当該定めに従うものとします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の基準価額とします。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、分配金再投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587) 6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「インプラ」）。

(4) お買付単位は、販売会社が別途定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。分配金再投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(5) お買付代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日受付けます。毎営業日の原則として午後3時30分^{*}までにご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

＊ 販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

- (2) 受益者は、販売会社が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。手取り額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から、換金にかかる税金を差引いた金額となります。詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- (4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587) 6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「インプラ」）。

- (5) 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円以上の大口のご換金は制限することがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。
- (8) また、信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法の規定に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（4587）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「インプラ」）。年2回（3月および9月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2005年10月3日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年3月21日から9月20日までおよび9月21日から翌年3月20日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2005年10月3日から2006年3月20日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)【その他】

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記b. に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し委託会社が新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b. に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託銀行の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c. 反対者の買取請求権

上記 a. に規定する信託契約の解約または上記 b. に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記 a. または上記 b. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

d. 関係法人との契約の更改等

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- ・ 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・ 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・ 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・ 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・ 信託財産の保存に係る業務
- ・ 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・ 委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・ 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して原則として5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、分配金再投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日から起算して原則として5営業日までに販売会社を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（分配金受取りコースの場合）および交付開始前（分配金再投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期計算期間（2024年9月21日から2025年3月21日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【GS日本株式インデックス・プラス】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第38期 (2024年9月20日現在)	第39期 (2025年3月21日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	8,413,697,923	8,827,806,985
未収入金	39,757,702	99,765,173
流動資産合計	8,453,455,625	8,927,572,158
資産合計	8,453,455,625	8,927,572,158
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	566,078,259	517,238,411
未払解約金	39,757,702	99,765,173
未払受託者報酬	2,259,186	2,314,956
未払委託者報酬	42,924,410	43,983,970
その他未払費用	665,747	642,092
流動負債合計	651,685,304	663,944,602
負債合計	651,685,304	663,944,602
純資産の部		
元本等		
元本	7,165,547,590	7,496,208,857
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	636,222,731	767,418,699
（分配準備積立金）	790,580,523	405,322,418
元本等合計	7,801,770,321	8,263,627,556
純資産合計	7,801,770,321	8,263,627,556
負債純資産合計	8,453,455,625	8,927,572,158

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第38期 自 2024年 3 月22日 至 2024年 9 月20日	第39期 自 2024年 9 月21日 至 2025年 3 月21日
営業収益		
有価証券売買等損益	△340,810,130	674,711,032
営業収益合計	△340,810,130	674,711,032
営業費用		
受託者報酬	2,259,186	2,314,956
委託者報酬	42,924,410	43,983,970
その他費用	665,747	642,092
営業費用合計	45,849,343	46,941,018
営業利益又は営業損失（△）	△386,659,473	627,770,014
経常利益又は経常損失（△）	△386,659,473	627,770,014
当期純利益又は当期純損失（△）	△386,659,473	627,770,014
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△18,909,693	34,860,325
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,371,480,650	636,222,731
剰余金増加額又は欠損金減少額	401,540,723	127,656,019
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	401,540,723	127,656,019
剰余金減少額又は欠損金増加額	202,970,603	72,131,329
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	202,970,603	72,131,329
分配金	566,078,259	517,238,411
期末剰余金又は期末欠損金（△）	636,222,731	767,418,699

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第38期 自 2024年3月22日 至 2024年9月20日	第39期 自 2024年9月21日 至 2025年3月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 2024年3月20日が休業日のため、当計算期間期首は2024年3月22日としております。	計算期間の取扱い 2025年3月20日が休業日のため、当計算期間末日は2025年3月21日としております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第38期 (2024年9月20日現在)	第39期 (2025年3月21日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	6,028,432,368円	7,165,547,590円
期中追加設定元本額	2,038,600,555円	1,131,902,294円
期中一部解約元本額	901,485,333円	801,241,027円
2. 受益権の総数	7,165,547,590口	7,496,208,857口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第38期 自 2024年3月22日 至 2024年9月20日	第39期 自 2024年9月21日 至 2025年3月21日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	55,924,966円	102,214,044円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	110,039,694円
収益調整金額	2,042,291,051円	2,261,692,229円
分配準備積立金額	1,300,733,816円	710,307,091円
本ファンドの分配対象収益額	3,398,949,833円	3,184,253,058円
本ファンドの期末残存口数	7,165,547,590口	7,496,208,857口
10,000口当たり収益分配対象額	4,743円	4,247円
10,000口当たり分配金額	790円	690円
収益分配金金額	566,078,259円	517,238,411円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第38期 自 2024年3月22日 至 2024年9月20日	第39期 自 2024年9月21日 至 2025年3月21日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第38期 自 2024年3月22日 至 2024年9月20日	第39期 自 2024年9月21日 至 2025年3月21日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第38期 (2024年9月20日現在)	第39期 (2025年3月21日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△310,924,942	649,350,962
合計	△310,924,942	649,350,962

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第38期 (2024年9月20日現在)	第39期 (2025年3月21日現在)
1口当たり純資産額	1.0888円	1.1024円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	日本株計量運用ポートフォリオ・ マザーファンド	2,126,772,426	8,827,806,985	—
合計		—	2,126,772,426	8,827,806,985	—

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「日本株計量運用ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区分	注記 番号	(2024年 9月20日現在)	(2025年 3月21日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
金銭信託		140,418	502,127
コール・ローン		285,612,098	212,828,503
株式		10,501,413,960	11,243,430,940
未収入金		630,108,022	907,752,409
未収配当金		5,244,986	22,400,600
未収利息		890	2,040
差入委託証拠金		22,805,129	14,730,628
流動資産合計		11,445,325,503	12,401,647,247
資産合計		11,445,325,503	12,401,647,247
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		—	318,421
未払金		20,098,737	270,191,146
未払解約金		39,757,702	127,765,173
流動負債合計		59,856,439	398,274,740
負債合計		59,856,439	398,274,740
純資産の部			
元本等			
元本		2,966,850,599	2,891,796,891
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		8,418,618,465	9,111,575,616
元本等合計		11,385,469,064	12,003,372,507
純資産合計		11,385,469,064	12,003,372,507
負債純資産合計		11,445,325,503	12,401,647,247

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2024年3月22日 至 2024年9月20日	自 2024年9月21日 至 2025年3月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	株式 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	先物取引 同左

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2024年9月20日現在)	(2025年3月21日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	3,038,655,446円	2,966,850,599円
期中追加設定元本額	626,558,226円	327,884,209円
期中一部解約元本額	698,363,073円	402,937,917円
期末元本額	2,966,850,599円	2,891,796,891円
元本の内訳		
G S日本株式インデックス・プラス	2,192,437,441円	2,126,772,426円
グローバル・ダイバーシファイドVA (適格機関投資家専用)	154,973,563円	145,584,870円
VAインデックス・プラスRH日本株 計量運用ポートフォリオ	619,439,595円	619,439,595円
2. 受益権の総数	2,966,850,599口	2,891,796,891口

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年3月22日 至 2024年9月20日	自 2024年9月21日 至 2025年3月21日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は株式であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、株式関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2024年3月22日 至 2024年9月20日	自 2024年9月21日 至 2025年3月21日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) _____	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2024年9月20日現在)	(2025年3月21日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	△448,729,436	363,260,133
合計	△448,729,436	363,260,133

(注) 当親投資信託の計算期間は、原則として、3月21日から翌年3月20日までとなっており、計算期末が休日の場合はその翌営業日となります。上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

区分	種類	(2024年9月20日現在)				(2025年3月21日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	株価指数先物取引								
	買建	—	—	—	—	139,193,421	—	138,875,000	△318,421
	合計	—	—	—	—	139,193,421	—	138,875,000	△318,421

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	(2024年9月20日現在)	(2025年3月21日現在)
1口当たり純資産額	3.8376円	4.1508円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	マルハニチロ	1,400	3,338.00	4,673,200	
	安藤・間	29,300	1,396.00	40,902,800	
	東建コーポレーション	1,400	12,740.00	17,836,000	
	オリエンタル白石	66,100	380.00	25,118,000	
	大林組	68,200	2,084.00	142,128,800	
	不動テトラ	800	2,301.00	1,840,800	
	戸田建設	12,100	920.70	11,140,470	
	ピーエス・コンストラクション	24,300	1,458.00	35,429,400	
	東亜建設工業	18,300	1,382.00	25,290,600	
	積水ハウス	40,400	3,348.00	135,259,200	
	ユアテック	4,400	1,752.00	7,708,800	
	中電工	12,900	3,295.00	42,505,500	
	きんでん	6,000	3,470.00	20,820,000	
	太平電業	1,100	4,995.00	5,494,500	
	フィード・ワン	4,200	900.00	3,780,000	
	亀田製菓	1,200	4,010.00	4,812,000	
	キリンホールディングス	31,800	2,080.50	66,159,900	
	サントリー食品インターナショナル	7,500	4,996.00	37,470,000	
	J-オイルミルズ	600	2,115.00	1,269,000	
	キッコーマン	19,100	1,494.50	28,544,950	
	アリアケジャパン	900	6,440.00	5,796,000	
	日本たばこ産業	19,500	4,060.00	79,170,000	
	ケンコーマヨネーズ	7,300	1,950.00	14,235,000	
	理研ビタミン	8,000	2,472.00	19,776,000	
	グンゼ	1,000	5,320.00	5,320,000	
	帝人	3,200	1,378.00	4,409,600	
	住友精化	3,000	5,140.00	15,420,000	
	信越化学工業	1,800	4,468.00	8,042,400	
	日本触媒	16,500	1,848.50	30,500,250	
	大日精化工業	2,000	3,230.00	6,460,000	
	三菱ケミカルグループ	116,400	790.30	91,990,920	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	日本化薬	6,500	1,414.00	9,191,000	
	日油	16,100	2,138.50	34,429,850	
	藤倉化成	43,000	515.00	22,145,000	
	D I C	1,800	3,213.00	5,783,400	
	富士フイルムホールディングス	9,500	3,036.00	28,842,000	
	ライオン	7,200	1,804.50	12,992,400	
	長谷川香料	2,500	2,940.00	7,350,000	
	有沢製作所	13,400	1,450.00	19,430,000	
	ユニ・チャーム	46,300	1,180.00	54,634,000	
	武田薬品工業	8,000	4,552.00	36,416,000	
	アステラス製薬	51,600	1,494.00	77,090,400	
	塩野義製薬	20,600	2,270.50	46,772,300	
	中外製薬	7,000	6,876.00	48,132,000	
	科研製薬	4,300	4,716.00	20,278,800	
	参天製薬	31,900	1,442.50	46,015,750	
	東和薬品	5,600	2,802.00	15,691,200	
	第一三共	38,400	3,702.00	142,156,800	
	大塚ホールディングス	10,000	8,176.00	81,760,000	
	サワイグループホールディングス	5,300	2,102.00	11,140,600	
	TOYO TIRE	5,700	2,727.50	15,546,750	
	住友ゴム工業	10,000	1,969.50	19,695,000	
	住友理工	3,000	1,876.00	5,628,000	
	A G C	9,600	4,672.00	44,851,200	
	太平洋セメント	1,900	3,975.00	7,552,500	
	アジアパイルホールディングス	15,200	972.00	14,774,400	
	ノリタケ	2,600	3,720.00	9,672,000	
	日本碍子	42,900	1,975.00	84,727,500	
	神戸製鋼所	13,800	1,869.00	25,792,200	
	合同製鐵	3,800	4,225.00	16,055,000	
	東京鐵鋼	2,200	6,190.00	13,618,000	
	三菱製鋼	9,000	1,757.00	15,813,000	
	日本輕金属ホールディングス	13,400	1,617.00	21,667,800	
	三井金属鉱業	4,300	4,653.00	20,007,900	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	古河電気工業	3,000	5,705.00	17,115,000	
	住友電気工業	50,100	2,781.50	139,353,150	
	フジクラ	2,800	5,959.00	16,685,200	
	リョービ	5,500	2,345.00	12,897,500	
	川田テクノロジーズ	8,800	3,045.00	26,796,000	
	R S T e c h n o l o g i e s	3,500	3,115.00	10,902,500	
	東洋製罐グループホールディングス	4,500	2,547.50	11,463,750	
	東プレ	3,300	1,978.00	6,527,400	
	東京製綱	2,100	1,356.00	2,847,600	
	F U J I	13,500	2,229.50	30,098,250	
	旭ダイヤモンド工業	36,100	888.00	32,056,800	
	ソディック	30,000	886.00	26,580,000	
	タツモ	4,000	2,105.00	8,420,000	
	三井海洋開発	13,900	4,270.00	59,353,000	
	レオン自動機	2,400	1,307.00	3,136,800	
	小松製作所	4,900	4,614.00	22,608,600	
	住友重機械工業	8,100	3,265.00	26,446,500	
	日立建機	4,000	4,244.00	16,976,000	
	クボタ	27,300	1,933.00	52,770,900	
	新東工業	39,700	875.00	34,737,500	
	小森コーポレーション	13,700	1,283.00	17,577,100	
	椿本チエイン	5,400	1,974.00	10,659,600	
	平和	18,900	2,475.00	46,777,500	
	S A N K Y O	3,600	2,320.00	8,352,000	
	アマノ	2,100	3,955.00	8,305,500	
	グローリー	9,200	2,802.50	25,783,000	
	三菱重工業	91,700	2,874.50	263,591,650	
	ブラザー工業	1,800	2,840.50	5,112,900	
	日立製作所	109,100	3,767.00	410,979,700	
	三菱電機	26,400	2,878.00	75,979,200	
	富士電機	2,600	6,504.00	16,910,400	
	PHCホールディングス	12,000	1,065.00	12,780,000	
	芝浦メカトロニクス	1,600	7,990.00	12,784,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	東光高岳	3,000	2,103.00	6,309,000	
	オムロン	9,500	4,415.00	41,942,500	
	メルコホールディングス	4,100	2,326.00	9,536,600	
	日本電気	12,500	15,665.00	195,812,500	
	富士通	39,900	3,028.00	120,817,200	
	ルネサスエレクトロニクス	17,300	2,299.00	39,772,700	
	セイコーエプソン	1,100	2,505.00	2,755,500	
	アルバック	7,700	5,508.00	42,411,600	
	日本信号	27,000	914.00	24,678,000	
	ホーチキ	1,800	2,531.00	4,555,800	
	ソニーグループ	74,800	3,782.00	282,893,600	
	T D K	22,200	1,589.50	35,286,900	
	鈴木	10,500	1,723.00	18,091,500	
	T O A	8,200	965.00	7,913,000	
	横河電機	23,400	3,044.00	71,229,600	
	アズビル	17,000	1,221.00	20,757,000	
	キーエンス	3,700	61,300.00	226,810,000	
	レーザーテック	800	13,985.00	11,188,000	
	山一電機	33,000	2,107.00	69,531,000	
	三井ハイテック	11,800	745.00	8,791,000	
	村田製作所	33,400	2,499.50	83,483,300	
	双葉電子工業	8,700	555.00	4,828,500	
	キヤノン電子	4,000	2,541.00	10,164,000	
	東京エレクトロン	1,200	22,365.00	26,838,000	
	モリタホールディングス	4,800	2,167.00	10,401,600	
	名村造船所	6,000	2,615.00	15,690,000	
	いすゞ自動車	30,400	2,025.50	61,575,200	
	トヨタ自動車	138,900	2,844.50	395,101,050	
	新明和工業	18,200	1,493.00	27,172,600	
	ティラド	1,100	3,920.00	4,312,000	
	N O K	17,800	2,369.00	42,168,200	
	アイシン	20,100	1,865.50	37,496,550	
	本田技研工業	18,300	1,503.00	27,504,900	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	スズキ	33,600	1,882.50	63,252,000	
	S U B A R U	22,400	2,891.00	64,758,400	
	オリンパス	53,300	1,950.00	103,935,000	
	タムロン	600	3,590.00	2,154,000	
	H O Y A	4,900	17,575.00	86,117,500	
	ノーリツ鋼機	2,700	5,000.00	13,500,000	
	セイコーグループ	3,900	4,350.00	16,965,000	
	バンダイナムコホールディングス	22,900	5,241.00	120,018,900	
	大日本印刷	12,300	2,186.00	26,887,800	
	共同印刷	2,400	4,430.00	10,632,000	
	アシックス	16,000	3,198.00	51,168,000	
	ピジョン	2,800	1,795.50	5,027,400	
	リンテック	14,600	2,877.00	42,004,200	
	任天堂	10,400	10,895.00	113,308,000	
	中部電力	11,100	1,726.00	19,158,600	
	関西電力	7,800	1,893.50	14,769,300	
	北陸電力	21,400	944.50	20,212,300	
	四国電力	25,000	1,267.50	31,687,500	
	西部ガスホールディングス	2,800	1,733.00	4,852,400	
	東急	59,700	1,758.00	104,952,600	
	京王電鉄	3,100	3,952.00	12,251,200	
	東海旅客鉄道	15,100	2,973.00	44,892,300	
	阪急阪神ホールディングス	8,000	4,062.00	32,496,000	
	セイノーホールディングス	8,200	2,333.50	19,134,700	
	日本郵船	29,300	5,230.00	153,239,000	
	商船三井	4,900	5,483.00	26,866,700	
	川崎汽船	32,700	2,172.00	71,024,400	
	日新	5,300	4,780.00	25,334,000	
	日鉄ソリューションズ	5,800	4,080.00	23,664,000	
	T I S	4,400	4,235.00	18,634,000	
	ブロードリーフ	13,900	681.00	9,465,900	
	システムリサーチ	2,300	1,678.00	3,859,400	
	S R Aホールディングス	5,600	4,610.00	25,816,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	朝日ネット	6,000	682.00	4,092,000	
	g u m i	23,000	484.00	11,132,000	
	野村総合研究所	13,400	4,928.00	66,035,200	
	クレスコ	9,800	1,173.00	11,495,400	
	オービック	14,000	4,381.00	61,334,000	
	日本オラクル	6,900	14,225.00	98,152,500	
	アルファシステムズ	700	3,415.00	2,390,500	
	T B Sホールディングス	15,400	4,361.00	67,159,400	
	スカパー J S A Tホールディングス	7,600	1,126.00	8,557,600	
	日本電信電話	1,096,300	149.00	163,348,700	
	K D D I	16,300	4,860.00	79,218,000	
	ソフトバンク	324,600	216.20	70,178,520	
	D T S	4,300	4,275.00	18,382,500	
	シーイーシー	15,700	2,268.00	35,607,600	
	S C S K	8,000	3,839.00	30,712,000	
	N S W	2,400	2,910.00	6,984,000	
	アイネス	1,800	1,788.00	3,218,400	
	コナミグループ	4,800	17,695.00	84,936,000	
	J B C Cホールディングス	1,700	4,545.00	7,726,500	
	ソフトバンクグループ	18,700	7,960.00	148,852,000	
	双日	1,600	3,491.00	5,585,600	
	ラクト・ジャパン	2,700	2,956.00	7,981,200	
	フルサト・マルカホールディングス	6,000	2,439.00	14,634,000	
	三菱食品	7,800	5,040.00	39,312,000	
	メディパルホールディングス	2,100	2,386.50	5,011,650	
	ドウシシャ	900	2,125.00	1,912,500	
	伊藤忠商事	4,000	7,249.00	28,996,000	
	丸紅	25,500	2,545.50	64,910,250	
	長瀬産業	7,900	2,822.50	22,297,750	
	三井物産	5,600	2,992.50	16,758,000	
	カメイ	2,200	2,122.00	4,668,400	
	住友商事	26,300	3,623.00	95,284,900	
	内田洋行	1,300	7,750.00	10,075,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	三菱商事	16,000	2,787.00	44,592,000	
	第一実業	3,100	2,377.00	7,368,700	
	西華産業	5,600	4,855.00	27,188,000	
	神鋼商事	5,700	6,200.00	35,340,000	
	アステナホールディングス	17,000	462.00	7,854,000	
	東邦ホールディングス	7,800	4,318.00	33,680,400	
	大黒天物産	1,500	6,780.00	10,170,000	
	J. フロント リテイリング	11,300	1,884.50	21,294,850	
	三越伊勢丹ホールディングス	25,500	2,228.50	56,826,750	
	セブン&アイ・ホールディングス	31,800	2,207.50	70,198,500	
	ツルハホールディングス	2,500	9,409.00	23,522,500	
	エコス	800	2,123.00	1,698,400	
	サイゼリヤ	2,000	4,435.00	8,870,000	
	V Tホールディングス	15,300	511.00	7,818,300	
	スギホールディングス	3,000	2,777.50	8,332,500	
	ライフコーポレーション	4,800	1,907.00	9,153,600	
	高島屋	28,800	1,226.00	35,308,800	
	エイチ・ツー・オー リテイリング	9,800	2,312.50	22,662,500	
	ヤマダホールディングス	16,400	435.90	7,148,760	
	ケーユーホールディングス	18,700	1,148.00	21,467,600	
	ファーストリテイリング	600	45,340.00	27,204,000	
	いよぎんホールディングス	14,100	1,829.00	25,788,900	
	しずおかフィナンシャルグループ	26,200	1,720.00	45,064,000	
	ちゅうぎんフィナンシャルグループ	20,100	1,762.00	35,416,200	
	京都フィナンシャルグループ	1,600	2,428.00	3,884,800	
	富山第一銀行	1,200	1,104.00	1,324,800	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	109,600	2,226.00	243,969,600	
	三井住友トラストグループ	41,000	4,047.00	165,927,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	43,500	4,129.00	179,611,500	
	スルガ銀行	5,400	1,405.00	7,587,000	
	八十二銀行	7,300	1,105.50	8,070,150	
	ほくほくフィナンシャルグループ	1,200	2,580.00	3,096,000	
	百十四銀行	3,700	3,715.00	13,745,500	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	大分銀行	4,300	3,520.00	15,136,000	
	宮崎銀行	6,900	3,465.00	23,908,500	
	佐賀銀行	5,000	2,400.00	12,000,000	
	みずほフィナンシャルグループ	9,600	4,471.00	42,921,600	
	S B I ホールディングス	34,400	4,346.00	149,502,400	
	大和証券グループ本社	105,100	1,079.50	113,455,450	
	野村ホールディングス	86,800	981.00	85,150,800	
	丸三証券	12,500	986.00	12,325,000	
	S OMPOホールディングス	8,100	4,649.00	37,656,900	
	M S & A D インシュアランスグループホール	58,400	3,412.00	199,260,800	
	第一生命ホールディングス	27,200	4,591.00	124,875,200	
	東京海上ホールディングス	25,100	5,982.00	150,148,200	
	T & Dホールディングス	6,300	3,209.00	20,216,700	
	クレディセゾン	4,200	3,741.00	15,712,200	
	アコム	24,200	402.10	9,730,820	
	オリックス	51,300	3,226.00	165,493,800	
	三菱HCキャピタル	8,300	1,051.50	8,727,450	
	ヒューリック	15,500	1,439.50	22,312,250	
	東急不動産ホールディングス	3,800	1,019.50	3,874,100	
	E・Jホールディングス	2,000	1,690.00	3,380,000	
	オープンアップグループ	4,100	1,854.00	7,601,400	
	コシダカホールディングス	8,000	1,072.00	8,576,000	
	カカクコム	8,800	2,166.50	19,065,200	
	ディー・エヌ・エー	9,500	3,497.00	33,221,500	
	楽天グループ	96,000	901.00	86,496,000	
	リクルートホールディングス	22,000	8,190.00	180,180,000	
	エラン	5,600	730.00	4,088,000	
	日本郵政	59,900	1,596.50	95,630,350	
	エアトリ	7,800	1,030.00	8,034,000	
	カーブスホールディングス	6,600	667.00	4,402,200	
	東祥	20,500	644.00	13,202,000	
	T R Eホールディングス	10,600	1,675.00	17,755,000	
	エイチ・アイ・エス	3,600	1,471.00	5,295,600	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	トランス・コスモス	4,100	3,260.00	13,366,000	
	藤田観光	2,200	10,010.00	22,022,000	
	セコム	24,700	5,246.00	129,576,200	
	丹青社	37,600	1,139.00	42,826,400	
合計				11,243,430,940	

(イ) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2025年3月31日現在）

I	資産総額	8,316,479,717円
II	負債総額	91,695,328円
III	純資産総額（I－II）	8,224,784,389円
IV	発行済口数	7,739,256,250口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	1.0627円

参考情報

<日本株計量運用ポートフォリオ・マザーファンド>

（2025年3月31日現在）

I	資産総額	11,382,303,143円
II	負債総額	92,785,209円
III	純資産総額（I－II）	11,289,517,934円
IV	発行済口数	2,820,429,309口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	4.0028円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a 受益権の名義書換
該当事項はありません。
- b 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- c 受益権の譲渡制限
該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。
- d その他
本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

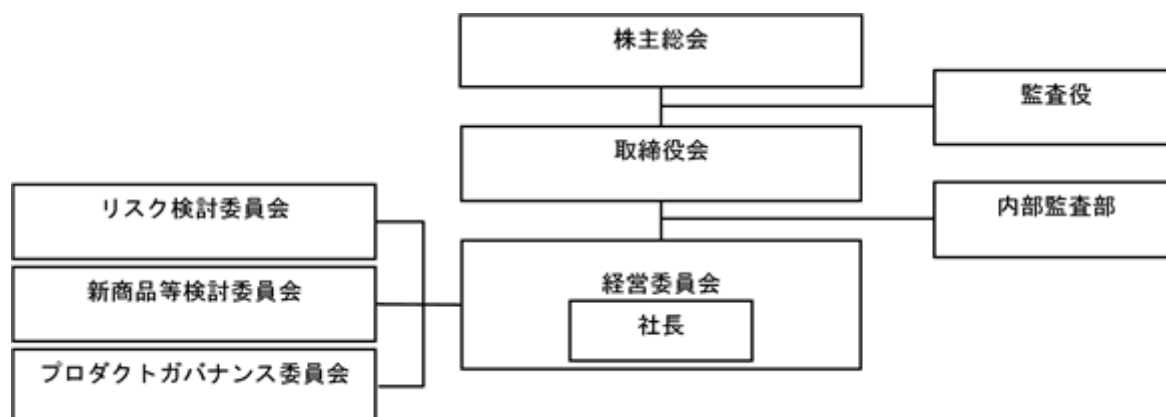
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

- ① 資本金の額：金4億9,000万円
- ② 発行する株式の総数：8,000株
- ③ 発行済株式の総数：6,400株
- ④ 最近5年間ににおける主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

- ① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

プロダクトガバナンス委員会は、経営委員会の監督の下に、お客様本位の業務運営を実現するため、金融商品の組成から償還までのライフサイクル全体を通じて、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うべく、検証・検討を実施し意思決定を行います。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほか、運用投資戦略部、外部委託投資部、マルチプロダクト・ファンド部、スチュワードシップ責任推進部およびオルタナティブ・マルチ戦略投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門のリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用部門のポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 委託会社の運用するファンド

2025年3月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	152	6,622,437,670,554
単位型株式投資信託	2	99,836,823,046
合計	154	6,722,274,493,600

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第29期 (2023年12月31日現在)		第30期 (2024年12月31日現在)	
資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金			4,946,710		11,278,244
短期貸付金			19,628,142		19,786,571
支払委託金			12		12
収益分配金		12		12	
前払費用			592,834		537,495
未収委託者報酬			4,875,665		6,085,927
未収運用受託報酬			1,920,972		2,343,058
未収収益			201,421		203,521
その他流動資産			50,437		870
流動資産計			32,216,196		40,235,703
固定資産					
無形固定資産			8,548,644		8,212,679
ソフトウェア		228,681		519,673	
のれん		2,207,711		2,041,091	
顧客関連資産		6,112,251		5,651,914	
投資その他の資産			694,340		586,283
投資有価証券		103,110		—	
長期差入保証金		34,153		45,976	
繰延税金資産		—		11,828	
その他の投資等		557,076		528,478	
固定資産計			9,242,984		8,798,963
資産合計			41,459,181		49,034,666

期別		第29期 (2023年12月31日現在)		第30期 (2024年12月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			122,284		112,841
未払金			3,967,292		4,610,160
未払収益分配金		104		116	
未払手数料		2,366,121		2,953,189	
その他未払金		1,601,066		1,656,854	
未払費用	＊ 1		3,146,802		3,281,418
一年内返済予定の関係会社 長期借入金			—		4,000,000
未払法人税等			1,670,820		3,340,518
未払消費税等			249,285		755,211
その他流動負債			192,529		211,678
流動負債計			9,349,014		16,311,828
固定負債					
関係会社長期借入金			6,000,000		2,000,000
退職給付引当金			663,465		766,011
長期未払費用	＊ 1		836,744		755,712
繰延税金負債			297,752		—
固定負債計			7,797,962		3,521,724
負債合計			17,146,976		19,833,553
純資産の部					
科目		内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			490,000		490,000
資本剰余金			390,000		390,000
資本準備金		390,000		390,000	
利益剰余金			23,430,046		28,321,113
その他利益剰余金		23,430,046		28,321,113	
繰越利益剰余金		23,430,046		28,321,113	
株主資本合計			24,310,046		29,201,113
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		2,157		—	
評価・換算差額等合計			2,157		—
純資産合計			24,312,204		29,201,113
負債・純資産合計			41,459,181		49,034,666

(2) 【損益計算書】

期別			第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
科目		注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	千円	千円	千円	千円
		委託者報酬		35,160,881		43,361,329
		運用受託報酬		10,926,362		15,157,326
		その他営業収益		5,615,660		6,496,003
		営業収益計		51,702,904		65,014,659
		営業費用				
		支払手数料		16,708,347		20,899,519
		支払投資顧問料		189,260		337,352
		広告宣伝費		89,453		92,327
		調査費		12,691,735		15,036,359
		委託調査費	＊2	12,691,735	15,036,359	
		委託計算費		363,368		452,707
		営業雑経費		274,973		277,031
		通信費		25,372		22,357
		印刷費		208,720		221,405
		協会費		40,880		33,267
		営業費用計		30,317,140		37,095,297
		一般管理費				
		給料		7,235,496		7,547,795
		役員報酬		170,682		172,789
		給料・手当		3,654,509		3,856,810
		賞与		1,536,034		1,640,402
		株式従業員報酬	＊1	312,484		367,875
		その他の報酬		1,561,785		1,509,918
		交際費		104,600		120,780
		寄付金		57,491		39,390
		旅費交通費		229,808		204,871
		租税公課		184,668		275,669
		退職給付費用		377,860		471,393
		固定資産減価償却費		275,701		512,110
		のれん償却額		83,309		166,619
		事務委託費		3,353,938		3,870,021
		諸経費		1,168,171		1,309,206
		一般管理費計		13,071,047		14,517,857
		営業利益		8,314,717		13,401,504
	営業外損益の部	営業外収益				
		受取利息		73,920		103,741
		投資有価証券売却益		—		5,077
		雑益		10,790		—
		営業外収益計		84,710		108,818
		営業外費用				
		支払利息	＊2	49,213		89,480
		株式従業員報酬	＊1 ＊2	174,444		389,631
		為替差損		4,710		9,946
		雑損		39		—
		営業外費用計		228,408		489,058
		経常利益		8,171,018		13,021,265
益特 の別 部損	特別損失					
	抱合せ株式消滅差損		＊3	387,764		—
	特別損失計			387,764		—
税引前当期純利益				7,783,253		13,021,265
法人税、住民税及び事業税				2,441,436		4,438,826
法人税等調整額				△53,734		△308,628
当期純利益				5,395,552		8,891,066

（３）【株主資本等変動計算書】

第29期（自2023年１月１日　至2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
2023年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	18,034,494	18,034,494	18,914,494	—	—	18,914,494
事業年度中の変動額									
当期純利益				5,395,552	5,395,552	5,395,552			5,395,552
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							2,157	2,157	2,157
事業年度中の変動額合計	—	—	—	5,395,552	5,395,552	5,395,552	2,157	2,157	5,397,710
2023年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	23,430,046	23,430,046	24,310,046	2,157	2,157	24,312,204

第30期（自2024年１月１日　至2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
2024年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	23,430,046	23,430,046	24,310,046	2,157	2,157	24,312,204
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△ 4,000,000	△ 4,000,000	△ 4,000,000			△ 4,000,000
当期純利益				8,891,066	8,891,066	8,891,066			8,891,066
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							(2,157)	(2,157)	△ 2,157
事業年度中の変動額合計	—	—	—	4,891,066	4,891,066	4,891,066	(2,157)	(2,157)	4,888,909
2024年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	28,321,113	28,321,113	29,201,113	—	—	29,201,113

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。						
2. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、主な償却年数は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>ソフトウェア（自社利用）</td> <td>3年（社内における利用可能期間）</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td>13年9ヶ月</td> </tr> <tr> <td>顧客関連資産</td> <td>13年9ヶ月</td> </tr> </table>	ソフトウェア（自社利用）	3年（社内における利用可能期間）	のれん	13年9ヶ月	顧客関連資産	13年9ヶ月
ソフトウェア（自社利用）	3年（社内における利用可能期間）						
のれん	13年9ヶ月						
顧客関連資産	13年9ヶ月						
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 当社は確定拠出年金制度（DC）とキャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の2本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 (3) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。						
4. 収益および費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。						

	(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。 (3) その他営業収益 関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第29期 (2023年12月31日現在)	第30期 (2024年12月31日現在)
＊１ 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 流動負債 未払費用 1,327,764千円 固定負債 長期未払費用 657,414千円	＊１ 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 流動負債 未払費用 1,009,372千円 固定負債 長期未払費用 524,801千円

（損益計算書関係）

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
＊１ 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。 ＊２ 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 運用受託報酬 6,387,241千円 その他営業収益 5,193,357千円 営業費用 委託調査費 12,651,728千円 営業外費用 支払利息 49,213千円 株式従業員報酬 174,444千円 ＊３ 抱合せ株式消滅差損 NNインベストメント・パートナーズ株式会社を吸収合併したことによるものであります。	＊１ 株式従業員報酬 同左 ＊２ 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 運用受託報酬 9,562,227千円 その他営業収益 5,697,844千円 営業費用 委託調査費 14,986,531千円 営業外費用 支払利息 89,480千円 株式従業員報酬 389,631千円 ＊３ 抱合せ株式消滅差損 該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第29期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	—	—	6,400

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第30期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	—	—	6,400

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月11日 臨時株主総会	普通株式	4,000,000	625,000	2024年6月25日	2024年6月25日

(リース取引関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

第29期
（自 2023年1月1日
至 2023年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

(2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第29期
(自 2023年1月1日
至 2023年12月31日)

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他投資有価証券	103,110	103,110	—
資産計	103,110	103,110	—
関係会社長期借入金			
関係会社長期借入金	6,000,000	6,000,000	—
負債計	6,000,000	6,000,000	—

（注1）現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（注2）長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	—	4,000,000	2,000,000	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他投資有価証券	—	103,110	—	103,110
資産計	—	103,110	—	103,110

第29期
（自 2023年1月1日
至 2023年12月31日）

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期借入金				
関係会社長期借入金	—	6,000,000	—	6,000,000
負債計	—	6,000,000	—	6,000,000

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

（金融商品関係）

第30期
（自 2024年1月1日
至 2024年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

(2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第30期
(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金			
一年内返済予定の関係会社 長期借入金	4,000,000	4,000,000	—
関係会社長期借入金	2,000,000	2,000,000	—
負債計	6,000,000	6,000,000	—

(注1) 現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
一年内返済予定の関係 会社長期借入金	4,000,000	—	—	—	—	—
関係会社長期借入金	—	2,000,000	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

第30期
(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期借入金				
一年内返済予定の関係会社				
長期借入金	—	4,000,000	—	4,000,000
関係会社長期借入金	—	2,000,000	—	2,000,000
負債計	—	6,000,000	—	6,000,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第29期 （自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）					第30期 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）		
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの		
					該当事項はありません。		
区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）	2. 当事業年度中に売却したその他有価証券		
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資証券	100,000	103,110	3,110			
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券					該当事項はありません。		
					売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
					105,077	5,077	0

（デリバティブ取引関係）

第29期 （自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）	第30期 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該 当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)																																																																
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（DC）及びキャッシュ・バランス型年金制度（CB）を採用しております。 2. キャッシュ・バランス型年金制度 (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>退職給付債務の期首残高</td><td>672,094 千円</td></tr> <tr> <td>勤務費用</td><td>147,590</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>7,275</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td><td>28,545</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td><u>△86,960</u></td></tr> <tr> <td>退職給付債務の期末残高</td><td><u>768,545</u></td></tr> </table> (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>768,545</td></tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td><td>△58,119</td></tr> <tr> <td>未認識過去勤務費用</td><td><u>△46,960</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債の額</td><td><u>663,465</u></td></tr> </table> (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>147,590</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>7,275</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>10,002</td></tr> <tr> <td>過去勤務費用の費用処理額</td><td><u>15,653</u></td></tr> <tr> <td>確定給付制度に係る退職給付費用</td><td><u>180,521</u></td></tr> </table> (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項 <table> <tr> <td>割引率</td><td>1.21 %</td></tr> </table> 3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,460千円であります。	退職給付債務の期首残高	672,094 千円	勤務費用	147,590	利息費用	7,275	数理計算上の差異の発生額	28,545	退職給付の支払額	<u>△86,960</u>	退職給付債務の期末残高	<u>768,545</u>	積立型制度の退職給付債務	768,545	未認識数理計算上の差異	△58,119	未認識過去勤務費用	<u>△46,960</u>	貸借対照表に計上された負債の額	<u>663,465</u>	勤務費用	147,590	利息費用	7,275	数理計算上の差異の費用処理額	10,002	過去勤務費用の費用処理額	<u>15,653</u>	確定給付制度に係る退職給付費用	<u>180,521</u>	割引率	1.21 %	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（DC）及びキャッシュ・バランス型年金制度（CB）を採用しております。 2. キャッシュ・バランス型年金制度 (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>退職給付債務の期首残高</td><td>768,545 千円</td></tr> <tr> <td>勤務費用</td><td>165,949</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>9,266</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td><td>△1,122</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td><u>△101,347</u></td></tr> <tr> <td>退職給付債務の期末残高</td><td><u>841,292</u></td></tr> </table> (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>841,292</td></tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td><td>△43,974</td></tr> <tr> <td>未認識過去勤務費用</td><td><u>△31,306</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債の額</td><td><u>766,011</u></td></tr> </table> (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>165,949</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>9,266</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>13,023</td></tr> <tr> <td>過去勤務費用の費用処理額</td><td><u>15,653</u></td></tr> <tr> <td>確定給付制度に係る退職給付費用</td><td><u>203,892</u></td></tr> </table> (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項 <table> <tr> <td>割引率</td><td>1.71 %</td></tr> </table> 3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75,917千円であります。	退職給付債務の期首残高	768,545 千円	勤務費用	165,949	利息費用	9,266	数理計算上の差異の発生額	△1,122	退職給付の支払額	<u>△101,347</u>	退職給付債務の期末残高	<u>841,292</u>	積立型制度の退職給付債務	841,292	未認識数理計算上の差異	△43,974	未認識過去勤務費用	<u>△31,306</u>	貸借対照表に計上された負債の額	<u>766,011</u>	勤務費用	165,949	利息費用	9,266	数理計算上の差異の費用処理額	13,023	過去勤務費用の費用処理額	<u>15,653</u>	確定給付制度に係る退職給付費用	<u>203,892</u>	割引率	1.71 %
退職給付債務の期首残高	672,094 千円																																																																
勤務費用	147,590																																																																
利息費用	7,275																																																																
数理計算上の差異の発生額	28,545																																																																
退職給付の支払額	<u>△86,960</u>																																																																
退職給付債務の期末残高	<u>768,545</u>																																																																
積立型制度の退職給付債務	768,545																																																																
未認識数理計算上の差異	△58,119																																																																
未認識過去勤務費用	<u>△46,960</u>																																																																
貸借対照表に計上された負債の額	<u>663,465</u>																																																																
勤務費用	147,590																																																																
利息費用	7,275																																																																
数理計算上の差異の費用処理額	10,002																																																																
過去勤務費用の費用処理額	<u>15,653</u>																																																																
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>180,521</u>																																																																
割引率	1.21 %																																																																
退職給付債務の期首残高	768,545 千円																																																																
勤務費用	165,949																																																																
利息費用	9,266																																																																
数理計算上の差異の発生額	△1,122																																																																
退職給付の支払額	<u>△101,347</u>																																																																
退職給付債務の期末残高	<u>841,292</u>																																																																
積立型制度の退職給付債務	841,292																																																																
未認識数理計算上の差異	△43,974																																																																
未認識過去勤務費用	<u>△31,306</u>																																																																
貸借対照表に計上された負債の額	<u>766,011</u>																																																																
勤務費用	165,949																																																																
利息費用	9,266																																																																
数理計算上の差異の費用処理額	13,023																																																																
過去勤務費用の費用処理額	<u>15,653</u>																																																																
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>203,892</u>																																																																
割引率	1.71 %																																																																

(税効果会計関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)																																														
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>未払費用</td><td>459,734 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>203,153</td></tr> <tr> <td>長期未払費用</td><td>205,231</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>225,434</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>481,218</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,574,771</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>1,574,771</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>無形固定資産</td><td>△1,871,571</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>△952</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>△1,872,523</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>△1,872,523</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債純額</td><td>△297,752</td></tr> </table>	未払費用	459,734 千円	退職給付引当金	203,153	長期未払費用	205,231	無形固定資産	225,434	その他	481,218	小計	1,574,771	繰延税金資産合計	1,574,771	無形固定資産	△1,871,571	その他有価証券評価差額金	△952	小計	△1,872,523	繰延税金負債合計	△1,872,523	繰延税金負債純額	△297,752	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>未払費用</td><td>615,370 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>234,552</td></tr> <tr> <td>長期未払費用</td><td>169,646</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>237,732</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>485,141</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,742,444</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>1,742,444</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>無形固定資産</td><td>△1,730,616</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>△1,730,616</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>△1,730,616</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産純額</td><td>11,828</td></tr> </table>	未払費用	615,370 千円	退職給付引当金	234,552	長期未払費用	169,646	無形固定資産	237,732	その他	485,141	小計	1,742,444	繰延税金資産合計	1,742,444	無形固定資産	△1,730,616	小計	△1,730,616	繰延税金負債合計	△1,730,616	繰延税金資産純額	11,828
未払費用	459,734 千円																																														
退職給付引当金	203,153																																														
長期未払費用	205,231																																														
無形固定資産	225,434																																														
その他	481,218																																														
小計	1,574,771																																														
繰延税金資産合計	1,574,771																																														
無形固定資産	△1,871,571																																														
その他有価証券評価差額金	△952																																														
小計	△1,872,523																																														
繰延税金負債合計	△1,872,523																																														
繰延税金負債純額	△297,752																																														
未払費用	615,370 千円																																														
退職給付引当金	234,552																																														
長期未払費用	169,646																																														
無形固定資産	237,732																																														
その他	485,141																																														
小計	1,742,444																																														
繰延税金資産合計	1,742,444																																														
無形固定資産	△1,730,616																																														
小計	△1,730,616																																														
繰延税金負債合計	△1,730,616																																														
繰延税金資産純額	11,828																																														
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td><td>30.62 %</td></tr> <tr> <td>賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>1.22 %</td></tr> <tr> <td>のれん償却額</td><td>0.33 %</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△1.50 %</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>30.68 %</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	30.62 %	賞与等永久に損金に算入されない項目	1.22 %	のれん償却額	0.33 %	その他	△1.50 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.68 %	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td><td>30.62 %</td></tr> <tr> <td>賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>1.00 %</td></tr> <tr> <td>のれん償却額</td><td>0.39 %</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△0.29 %</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>31.72 %</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	30.62 %	賞与等永久に損金に算入されない項目	1.00 %	のれん償却額	0.39 %	その他	△0.29 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.72 %																										
法定実効税率 (調整)	30.62 %																																														
賞与等永久に損金に算入されない項目	1.22 %																																														
のれん償却額	0.33 %																																														
その他	△1.50 %																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.68 %																																														
法定実効税率 (調整)	30.62 %																																														
賞与等永久に損金に算入されない項目	1.00 %																																														
のれん償却額	0.39 %																																														
その他	△0.29 %																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.72 %																																														
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。																																														

（企業結合等関係）

第29期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

共通支配下の取引等

当社は、2023年5月29日開催の当社取締役会において、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の全株式を取得することについて決議し、2023年5月30日付で株式譲渡契約を締結、2023年6月1日に株式を取得いたしました。

また、当社は、2023年3月29日開催の当社取締役会において、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結いたしました。本合併契約に基づき、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社は、2023年7月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称：NNインベストメント・パートナーズ株式会社

事業の内容： 投資運用業、投資助言・代理業等

(2) 企業結合を行った主な理由

2022年4月にザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクがNNグループN.V.よりNNインベストメント・パートナーズを買収し、日本拠点であるNNインベストメント・パートナーズ株式会社を当社に統合することを決定したことによるものであります。

(3) 結合後企業の名称

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

(4) 企業結合日及び企業結合の法的形式

2023年6月1日：株式取得

2023年7月1日：当社を存続会社、NNインベストメント・パートナーズ株式会社を消滅会社とする吸収合併

(5) 取得した議決権比率

100%

(6) 取得した株式の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	7,766,200千円
取得原価		7,766,200千円

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

3. 財務諸表に含まれている結合当事企業の業績の期間

2023年7月1日から2023年12月31日

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

2,291,021千円

(2) 発生原因

結合当事企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額並びに抱合せ株式消滅差損と取得原価との差額によります。

(3) 償却方法及び償却期間

13年9ヶ月にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,752,873千円
固定資産	6,451,708千円
資産合計	8,204,582千円
流動負債	1,128,488千円
固定負債	1,988,679千円
負債合計	3,117,168千円

6. のれん以外の無形資産に配分された金額及びその種類別の内訳並びに種類別の償却期間

顧客関連資産	6,342,420千円	13年9ヶ月
無形資産合計	6,342,420千円	

第30期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第29期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項（セグメント情報等）に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

第30期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項（セグメント情報等）に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第29期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	35,160,881	10,926,362	5,615,660	51,702,904

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
45,201,997	6,500,906	51,702,904

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第30期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	43,361,329	15,157,326	6,496,003	65,014,659

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
55,405,220	9,609,439	65,014,659

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第29期
（自 2023年1月1日
至 2023年12月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職 業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州	151 百万ドル	投資顧問業	被所有 間接 75%	投資助言 （注1）	その他営業収益 運用受託報酬 委託調査費	5,193,357 6,387,241 12,651,728	未払費用	416,318
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州	11,212 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	資金援助 （注2） 費用の振替 （注1） 株式報酬	営業外費用	223,658	未払費用 長期未払費用 関係会社 長期借入金	911,446 657,414 6,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に関係会社間の契約に基づき決定しております。

（注2）借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2～2.5年であり、担保は差し入れておりません。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第29期
（自 2023年1月1日
至 2023年12月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616百万円	金融商品取引業	—	資金の調達（注1）	営業外収益	73,909	短期貸付金	19,628,142
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	英国ロンドン	598百万ドル	証券業	—	費用の振替（注1） 資産の保有等	—	—	未払費用	784,471
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス B.V.	オランダハーグ	36千ユーロ	持株会社	—	株式取得	株式取得	7,766,200	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）価格その他の取引条件は、市場実勢を参考にグループ会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)										
兄弟会社等										
種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職 業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品 取引業	—	資金の調達 （注1）	営業外収益	103,741	短期貸付金	19,786,571
親会社 の子会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	英国 ロンドン	598 百万ドル	証券業	—	費用の振替 （注1） 資産の保有等	—	—	未払費用	749,910
取引条件及び取引条件の決定方針等 （注1）価格その他の取引条件は、市場実勢を参考にグループ会社間の契約に基づき決定しております。										
親会社又は重要な関連会社に関する注記 親会社情報 ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場） ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場） ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場） ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）										

（１株当たり情報）

第29期 （自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）		第30期 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）	
1株当たり純資産額	3,798,781円96銭	1株当たり純資産額	4,562,673円97銭
1株当たり当期純利益金額	843,055円10銭	1株当たり当期純利益金額	1,389,229円15銭
損益計算書上の当期純利益	5,395,552千円	損益計算書上の当期純利益	8,891,066千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	5,395,552千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	8,891,066千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

名称	資本金の額 (2024年12月末日現在)	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・ マネジメント・エル・ピー (G S A Mニューヨーク)	700百万米ドル (110,726百万円。 1米ドル=158.18円)	米国において、内外の有価証券等に係る 投資顧問業務およびその他付帯関連する 一切の業務を営んでいます。

(2) 受託銀行

名称	資本金の額 (2024年3月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、 金融機関の信託業務の兼営等に関する法 律（兼営法）に基づき信託業務を営んで います。

(3) 販売会社

名称	資本金の額 (2024年3月末日現在)	事業の内容
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、 金融商品取引法に基づく登録を受けて証 券投資信託の受益証券の募集の取扱いを 行っています。
損保ジャパンD C証券株式会社 ^(注)	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品 取引業を中心としたサービスを提供して います。
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
三菱U F J eスマート証券株式会社	7,196百万円	
第一生命保険株式会社 ^(注)	60,000百万円	保険業法に基づき生命保険業を中心とし たサービスを提供しています。

(注) 確定拠出年金のみのお取扱いとなります。

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

本ファンドの投資顧問会社として、本ファンドに関し、委託会社より日本株式の運用（デリバティブ取引等に係る運用を含みます。）の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行います。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

投資顧問会社および委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙等に、委託会社に関する情報を記載し、本ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを表示し、イラストを採用すること、本ファンドの概略的性格を表示する文言を列挙することおよびキャッチ・フレーズを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・ 投資信託説明書（交付目論見書）または投資信託説明書（請求目論見書）である旨
- ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
- ・ 金融商品取引業者登録番号
- ・ 目論見書の使用開始日
- ・ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・ 請求目論見書の閲覧、請求に関する事項
- ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

(2) 交付目論見書の投資リスクに関するページに、クーリングオフに関する事項を記載することがあります。

(3) 請求目論見書に本ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。

(4) 目論見書中の一定の用語につき、商標登録申請中または登録商標であることを示す文言または記号を用いることがあります。

(5) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

(6) 目論見書に記載された運用実績のデータは適宜更新されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年3月4日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田	渉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西郷	篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているG S日本株式インデックス・プラスの2024年9月21日から2025年3月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G S日本株式インデックス・プラスの2025年3月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。